

林特教様式第1  
(簡易1)

## 講習受講申込書

簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育  
(架線集材機械の運転の業務に係る特別教育)

実施日

学科…令和2年 9 月 1日

実技…令和2年 9 月 2日

※受付番号

フリガナ		性別	生年月日			
受講者氏名	印	男 女	昭和 平成	年	月	日
受講者現住所	携帯電話(なければ自宅): ( )					
所属事業所名						
事業所所在地	〒	—	電話番号:	( )		

今年度の林災防愛知県支部の他の車両系運転業務を受講しますか?

今年度、下記車両系運転業務の受講を希望される場合、この申込書だけ提出して下さい。

伐木等の機械の運転業務	希望する	・	希望しない
走行集材機械の運転業務	希望する	・	希望しない

他の車両系を受講される場合、同じテキストを使用するので、当日忘れずにお持ち下さい。

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 愛知県支部支部長 殿

事業主

印

実技は、講師の指示に必ず従い作業を行って下さい。

車両系機械を故障させた場合、一部修理費を負担して頂く場合があります。

林特教様式第1  
(簡易2)

(学科の省略)

下記の修了証を取得されている方は、記入と別途修了証のコピーを添付して下さい。

	名 称	取得状況				省略時間
		未取得	S・H	年 月 日	取得	
A	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	未取得	S・H	年 月 日	取得	1
	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	未取得	S・H	年 月 日	取得	1
B	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	未取得	S・H	年 月 日	取得	2

省略は最大で3時間。(Aはどちらかが対象)

(実技の省略)

全省略(実技なし、学科のみ対象者)

従事経験	経験の有無
平成26年12月1日までに簡易架線集材装置等の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者	有・無
平成23年度高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業における試行教育の修了者	有・無

実技に関して、当支部は部分省略を対象としていません。

-----

科目の省略を受けることができる技能講習又は特別教育を修了している方は、その修了証のコピーを添付してください。余白が足りない場合は、別の用紙に添付してください。  
(修了書コピー：裏表) ※余白が足りない場合は別の紙にコピー可。



〔記入に当たっての注意事項〕

1 運転経験の考え方について

記4の運転経験期間を記載してください。その期間が6か月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械名と運転期間を足して記載してください。

2 虚偽の記載があると罰せられますので、十分注意してください。

\* \* \* \* \*

特別教育の科目の省略について

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び経験を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされておりこの規定に基づき、当支部は次のものについて特別教育の科目省略をすることができるものであること。

1. 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育（第9条の2関係）

ア 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」及び「架線集材機械の走行の操作」の科目を省略することができること。

イ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」及び「架線集材機械の走行の操作」の科目を省略することができること。

ウ 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識」及び「ワイヤロープの取扱い」の科目を省略することができること。

エ 次の修了者については、「架線集材機械の走行の操作」の科目を省略することができること。

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ② 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- ③ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ④ 不整地運搬車運転技能講習
- ⑤ ~~小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育~~
- ⑥ ~~小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育~~
- ⑦ ~~小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育~~
- ⑧ ~~不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育~~

オ 適用日時点において、簡易架線集材装置等の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者については、実技教育の全部の科目を省略することができること。

カ 厚生労働省が実施した平成23年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」における試行教育（機械区分が「架線集材機械」）の修了者については、「関係法令」の科目を除き、学科教育及び実技教育の全部の科目を省略することができること。

〔簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育についての実務経験証明書の記入例〕

林特教様式第2の3

平成26年 4月 1日

林業・木材製造業労働災害防止協会 愛知県支部長 殿

会社名及び代表者名については、ゴム印でも可

事業場名 **林田林業株式会社** 社印  
代表者名 代表取締役 **林田 盛夫** 印

実務経験証明書

今般、簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育の受講申し込みに当たり、以下のとおり従事していたことを証明します。

1 証明対象労働者職氏名等	職名 <b>チームリーダー</b>	氏名 <b>守山 一</b>
2 上記1の者が現在所有している資格等	該当するものにレ印を付する。技能講習及び特別教育の名称を記入すること。受講時に原本を提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> <b>車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
3 所有している資格について、次の事項を記入すること。	技能講習	特別教育
	交付者 <b>建災防 熊本県支部</b>	
	交付年月日 <b>平成20年10月12日</b>	
	修了証番号 <b>0134</b>	
4. 上記1の者の機械の運転の業務経験期間	機械名 <b>架線集材機械(タワーヤーダ)</b>	年月～年月
	運転の業務経験期間 <b>平成23年11月～同26年3月までの3年4ヶ月間従事</b>	までの 年 月間従事
5 上記1の者が運転経験を有する機械の種類	メーカー名 <b>イワフジ工業(株)</b>	機械名 <b>タワーヤーダ TY-U3B</b>
6 上記1の者が従事した作業名等 <small>(上記4の機械を使用した作業の期間を記載すること。紙面が足りなければ別の用紙に記載すること。)</small>	作業名	作業期間
	<b>熊本南部森林管理署、造林事業</b>	<b>平成25年10月～同26年2月</b>
	<b>阿蘇市、森林整備事業</b>	<b>平成25年7月～同年9月</b>
	<b>阿蘇森林組合、造林事業</b>	<b>平成25年4月～同年6月</b>
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

- ① 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- ② 車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習
- ③ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ④ 不整地運搬車運転技能講習

- a 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育
- b 小型車両系建設機械(基礎工専用)の運転の業務に係る特別教育
- c 小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育
- d 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育等

上記の技能講習及び特別教育で、所有する資格があれば、そのうち一つを、2の欄に記入すること。

架線集材機械の運転の業務に、6か月以上従事した経験期間を記載すること。